

第6節 高さ100m以上の建築物

高さが100m以上の建築物の階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、展望コーナー、ロビーなど不特定の人が通行する部分では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みの全ての行為が禁止されています。

なお、不特定多数の人が通行する部分を有さないオフィスビルや共同住宅は、規制の対象にはなりません。

また、高さ100m以上の建築物の中にあるホテル、レストラン、物品販売店舗などの規制については、ホテル、飲食店、百貨店等の指定場所の規制を確認してください。

1 禁止される場所と禁止される行為

飲食店等で喫煙・裸火使用・危険物品の持ち込みが禁止される部分は「舞台」

指定場所	場所	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
高さ100メートル以上の建築物	公衆の通行の用に供する部分	×	×	×

〔×：禁止〕

2 禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁の標識の設け方

標識は、次表の例のとおり、利用者の見やすい箇所に設けます。

標識	設置箇所
禁煙	• 利用者の入口
火気厳禁	• 展望コーナー
危険物品持込み厳禁	

3 解除承認について

高さ100m以上の建築物の公衆の通行の用に供する部分では、申請を行っても解除承認を受けることはできません。

